

簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】	
○「簡易な収入見込額の申立書（申請本人用）」の【要件②】または「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」の【要件】を満たさないでも、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。	
■所得で申立てたい方の氏名を記載する。その後の申請者はみたる性別（□）をしてください。	
氏名	性別
□ 本人 □父母 □祖父母 □子孫 □曾祖父母 □孫孫 □兄弟姉妹 □配偶者	
以下、上記の氏名の方についての必要な情報を記入してください。	
A 「簡易な収入見込額の申立書」または「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」の③欄の金額を御記入ください。	
年間収入見込額	円
控除等	
B Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額（12か月分）	
教育費を認めた方	※教育費の20%の金額を御記入ください。 ※1円未満の端数がいる場合は四捨五入してください。
C Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額（12か月分）	
給与収入を記した方	円※以下により控除額を計算の上、御記入ください。
給与所得控除	①Aの額のうち給与収入分が65万円未満 → 給与収入分の全額 ②Aの額のうち給与収入分が65万円超62.5万円以下 → 65万円 ③Aの額のうち給与収入分が62.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% ④Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以上 → 給与収入分×30%+18万円 ⑤Aの額のうち給与収入分が360万円超600万円以下 → 給与収入分×20%+54万円
D Aの年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）	
事業収入または不動産収入を記した方	※Aを算出するための任意の1か月の事業または不動産収入の ために要した経費の1/12か月相当額を御記入ください。 ※帳簿等の上記の経費がわかる書類を提出して下さい。
E Aの年間収入見込額のうち、公的年金等収入に公的年金等控除の見込額（12か月分）	
年金収入を記した方	円※以下により控除額を計算の上、御記入ください。
公的年金等控除	65歳未満 ①Aの額のうち年金収入分が130万円以下の方 → 70万円 ② " " 130万円超110万円以下の方 → 公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " " 110万円超70万円以下の方 → 公的年金等収入分×15%+7.5万円
65歳以上	①Aの額のうち年金収入分が330万円以下の方 → 120万円 ② " " 330万円超110万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " " 110万円超70万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×15%+7.5万円
F その他の控除	
控除名（ ）	a 円 e 円
控除名（ ）	b 円 f 円
控除名（ ）	c 円 g 円
控除名（ ）	d 円 h 円
その他の控除額合計	
(a+b+c+d+e+f+g+h)	円
※別添の「控除対象一覧表」のうち、当てはまるものの項目または控除名を御記入ください。 ※控除が4つ以上ある場合は、一つの控除名の欄に、2つの番号または控除名を御記入ください。	
G 社会保険料相当額	
	8 0 0 0 0 円 ※一律に8万円の控除となるため、記載不要です。
H 各控除等の控除後の年間所得見込額 A - ( B + C + D + E + F + G )	
年間所得見込額	円
→扶養親族が1人以上の場合には、Hが230万円未満であれば【所得要件】を満たすため、1の記載は不要です。 (次ページに続きます)	
I 要件に該当するか確認してください。	
(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。	
<input type="checkbox"/> 簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）	<input type="checkbox"/> その他の方
(2) 「簡易な収入見込額の申立書」（申請者本人用または扶養義務者等用）【☆】と同じ人物にチェックしてください。	
<input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください。	
(3) 「簡易な収入見込額の申立書」（申請者本人用または扶養義務者等用）【☆】を用いて計算を行ってください。	
i (2) で選択した基準額	円
ii ☆の○の数×150,000円	円
iii ☆の○の数×100,000円	円
所得基準額 (i + ii + iii)	円
年間所得見込額 (表面のH)	円
V	
→ 【所得要件】Hの年間所得見込額が所得基準額より低いこと	
【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れていただき、氏名を御記入ください。)	
<input type="checkbox"/> 【所得要件】に該当します。 <input type="checkbox"/> 控除額が分かる書類（根拠等）を提出しています。 (前ページのDに記入した場合のみ)	
<input type="checkbox"/> 今後1年内に収入の多い時期がある、臨時に収入がある時期があるなどの事情により、今後1年内の所得見込額が所得基準額を上回ることが明らかであるものではありません。	
<input type="checkbox"/> 支給の扶養義務者の該当者等を養育等するため、市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金等情報等の公簿等の確認を行なうことで必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。	
<input type="checkbox"/> 本申立の内容に矛盾ありません。	
年 月 日	
申請者氏名	
扶養義務者氏名	

草津市告示第173号

令和5年度草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和5年5月16日

草津市長 橋川涉

令和5年度草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱  
（目的）

第1条 低所得の子育て世帯は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している。このように食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業に関し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和5年4月10日こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）別紙支給要領に基づき、必要な事項を定める。

(支給要件)

第2条 草津市（以下市という。）は、前条の目的を達成するため、この要綱の定めるところにより、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）を、次の各号に該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。

- (1) 「草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱」（以下、「令和4年度給付金実施要綱」という。）に基づいて令和4年度に支給された給付金（以下「令和4年度給付金」という。）の「支給対象者」である者（以下、「令和4年度給付金支給対象者」という。）

(2) 令和4年度給付金支給対象者以外で、第3条第2項から第5項までに規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、第1号に該当する者以外の者のうち、食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の家計が急変し、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者または市町村（特別

<p>区を含む。以下同じ。) の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者と同様の事情にあると認められる者(当該者の1年間の収入見込額(令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)または1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。) (以下、これらを「要件該当者」という。)</p>	<p>の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日) ) から令和6年2月29日までの間に出生した児童(日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。)とする。</p>				
<p>2 前項の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、本給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る本給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。</p>	<p>3 既に支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「ひとり親世帯給付金」という。)または本給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。</p>				
<table border="1" data-bbox="160 844 774 1102"> <tr> <td data-bbox="160 844 457 1102"> <p>令和4年度給付金を受給した者 (以下、「令和4年度給付金受給者」という。) のうち、令和4年度給付金実施要綱第2条に定める児童手当等受給・非課税者(以下同じ。)</p> </td><td data-bbox="465 844 774 1102"> <p>令和4年4月1日以後に死亡した場合</p> </td></tr> </table>	<p>令和4年度給付金を受給した者 (以下、「令和4年度給付金受給者」という。) のうち、令和4年度給付金実施要綱第2条に定める児童手当等受給・非課税者(以下同じ。)</p>	<p>令和4年4月1日以後に死亡した場合</p>	<p>4 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。</p>		
<p>令和4年度給付金を受給した者 (以下、「令和4年度給付金受給者」という。) のうち、令和4年度給付金実施要綱第2条に定める児童手当等受給・非課税者(以下同じ。)</p>	<p>令和4年4月1日以後に死亡した場合</p>				
<table border="1" data-bbox="160 1114 774 1327"> <tr> <td data-bbox="160 1114 457 1248"> <p>令和4年度給付金受給者のうち、新規児童手当等受給・非課税者(以下同じ。)</p> </td><td data-bbox="465 1114 774 1248"> <p>支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合</p> </td></tr> </table>	<p>令和4年度給付金受給者のうち、新規児童手当等受給・非課税者(以下同じ。)</p>	<p>支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合</p>	<p>5 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。 (市が支給を実施する支給対象者の範囲)</p>		
<p>令和4年度給付金受給者のうち、新規児童手当等受給・非課税者(以下同じ。)</p>	<p>支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合</p>				
<p>第4条 市は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合、当該者への本給付金の支給を実施する。</p>	<table border="1" data-bbox="838 1349 1414 1473"> <tr> <td data-bbox="838 1349 1108 1473"> <p>令和4年度給付金支給対象者</p> </td><td data-bbox="1116 1349 1414 1473"> <p>令和4年度給付金に係る支給事務(令和4年度給付金実施要綱第5条第1項に定める「給付金受給拒否の届出書」の受理を含む。)を行った場合</p> </td></tr> </table>	<p>令和4年度給付金支給対象者</p>	<p>令和4年度給付金に係る支給事務(令和4年度給付金実施要綱第5条第1項に定める「給付金受給拒否の届出書」の受理を含む。)を行った場合</p>		
<p>令和4年度給付金支給対象者</p>	<p>令和4年度給付金に係る支給事務(令和4年度給付金実施要綱第5条第1項に定める「給付金受給拒否の届出書」の受理を含む。)を行った場合</p>				
<table border="1" data-bbox="160 1473 774 1484"> <tr> <td data-bbox="160 1473 457 1484"> <p>新規児童手当等受給・非課税者</p> </td><td data-bbox="465 1473 774 1484"> <p>申請時点で市に居住する場合</p> </td></tr> </table>	<p>新規児童手当等受給・非課税者</p>	<p>申請時点で市に居住する場合</p>	<table border="1" data-bbox="838 1473 1414 1484"> <tr> <td data-bbox="838 1473 1108 1484"> <p>その他の支給対象者</p> </td><td data-bbox="1116 1473 1414 1484"> <p>申請時点で市に居住する場合</p> </td></tr> </table>	<p>その他の支給対象者</p>	<p>申請時点で市に居住する場合</p>
<p>新規児童手当等受給・非課税者</p>	<p>申請時点で市に居住する場合</p>				
<p>その他の支給対象者</p>	<p>申請時点で市に居住する場合</p>				
<p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、本給付金を支給しない。</p>	<p>(申請不要の支給の方式)</p>				
<p>(1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者 (2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者 (3) 法人 (本給付金の支給額等)</p>	<p>第5条 市長は、令和4年度給付金支給対象者(令和4年度給付金実施要綱第5条第1項に定める「給付金受給拒否の届出書」の届出があった者を含む。)に対し、本給付金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認したうえで、本給付金の支給を決定する。支給対象者は、支給を希望しない場合、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)受給拒否の届出書(別記様式第1号)により届出を行う。</p>				
<p>2 本給付金の対象児童は、平成17年4月2日(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。)別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成15年4月2日、また、令和4年度給付金の支給額の算定の基礎となっている者については、平成16年4月2日(施行令別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額</p>	<p>2 市長は、前項の支給の決定がされた後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに支給対象者に対し、本給付金を支給する。この場合、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住して</p>				

いることその他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 令和4年度給付金支給口座振込方式 令和4年度給付金振込時に指定していた児童手当または特別児童扶養手当の支給口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前項の支給決定までに、支給対象者が市に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書（別記様式第2号。以下「給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書」という。）を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が市に給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書を提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限）

第6条 申請による本給付金の支給に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日（令和6年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定または額の改定の認定の請求をした者への支給の申請については、令和6年3月15日）までとする。

（申請による支給の方式）

第7条 申請により本給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）（別記様式第3号。以下「本給付金申請書」という。）により申請を行う。市長は、審査をしたうえで、本給付金の支給を決定する。

2 申請者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 申請者が本給付金申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本ならびに簡易な収入・所得見込額の申立書（別記様式第4号）および給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適當と認める者とする。

（申請者に対する支給の決定）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された本給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、同条第2項各号に掲げる方式により本給付金を支給する。

（本給付金の支給等に関する周知）

第10条 市長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者および支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、本給付金の支給対象者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該本給付金の支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第1項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当または特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座とする。）に本給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和6年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、本給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

## (不当利得の返還)

第12条 市長は、本給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合、本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求める。

## (受給権の譲渡または担保の禁止)

第13条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

## (その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

別記

様式第1号(第5条第1項関係)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯以外分) 受給届添の届出書市  
受付印

草津市長 矢

- 1 私は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の受給について拘泥することなく、ここに誓約します。(※)  
(※)主に、児童手当、特別児童扶養手当の受給資格を喪失している場合等を想定しています。

- 2 本届出により、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の受給を拘泥する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ( )

本人確認書類交付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(裏面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

様式第2号(第5条第2項第3号関係)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯以外分) 支給口座登録等の届出書低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯以外分) 支給市区町村

草津

市長 実

市  
受付印

1 届出者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
-----	年月日	電話( )

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2 新規(△)既指定口座(原童手当、特別児童扶養手当を受給している御本人名義の口座に限ります。)

- A 指定の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望  
※新規既指定口座の確認書類を添付してください。(下欄を確認してください。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右横めでお書きください。)	口座名義 (フリガナのみ)
1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連 5. 機関 6. 会社 7. 信託	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	-----	※(1. 届出者)名義に限り る。 ※通帳の表記に合わせてく ださい。
金融機関 コード	支店コード			

※ おうち銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金番号・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を御記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- B 意図での現金支給を希望  
※金融機関の口座が作れない方等、どうしても口座による受け取りができない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に「」を入れてください。)

※ お届け決定した後、届出書の不備による振込不能等の事由により、支払いが完了せざりかつ、令和6年6月15日までに市が届出者が迷惑で確認できない場合に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。

提出書類

□ 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給口座登録等の届出書』(本文)

※ 必要事項を御記入ください。

□ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
(※2. 新規既指定口座)で「A」を選択した場合に限る。)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。

□ 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(裏面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。

様式第3号（第7条第1項、第2項第3号、第9条関係）

支給市区町村（※申請時点の居住市区町村） 草津		市受印
3ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。		
1. 申請・請求者・配偶者等		
申請日 年月日		
（フリガナ） 氏名	生年月日	現住所
S・H 年月日	電話（　　）	
令和5年1月1日 時点の住所 (現住所と異なる場合)	令和5年3月31日 時点 (現住所と異なる場合)	申請者の個人番号（マイナンバー） (12桁)
配偶者等氏名	同居・ 別居の別	別居の場合は住所を記載 配偶者等の個人番号（マイナンバー） (12桁)
同居・ 別居		
(注1) 配偶者等の欄は、二人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいです。		
(注2) 配偶者等が複数いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所、マイナンバーを別紙で提出してください。		
2. 支給要件		
次の(1)および(2)のそれぞれについて該当する項目のチェック欄(□)に「✓」を記入してください。		
(1) 養育要件		(2) 所得要件
<input type="checkbox"/> ① 児童手当対象児童を養育者【公務員以外】	<input type="checkbox"/> ① 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税	
<input type="checkbox"/> ② 【公務員】	<input type="checkbox"/> ② 家計急変(※)	
<input type="checkbox"/> ③ 特別児童扶養手当対象児童を養育	(※) 家計急変とは、1年間の収入見込み額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に1.2を乗じて得た額もしくは、正味1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の各種税金の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である場合をいいます。	
3. 給付金申請児童等		
今回、給付金を申請する児童について、申請時点の状況を表Aに記入してください。 また、既に令和5年度中に本給付金（ひとり親世帯以外分）または「ひとり親世帯以外分」を受給したことがある場合には、表Bにその対象となった児童の氏名を記入してください。		
(次ページにつづきます。)		

## 4. 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。

※ 申請額・請求額は、対象児童一人当たり一律50,000円となります。（例）対象児童数3人の場合 合計 50,000円 × 3人 = 150,000円

## 5. 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に「✓」を記入して、必要事項を記入してください。

(注) 申請時点での居住している自治体より児童手当・特別児童扶養手当を受給している方（申請中の方）は記入不要です。

□ ア 世帯主（申請者）名義の公金受取口座への振込を希望します。（通帳の写しは不要）

※マイナーボタルから公金受取口座を登録していることが必要。

□ イ 指定の金融機関口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。（下欄を確認してください）

## 【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)
1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連 5. 農協 6. 渔協 7. 信済連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード		

ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を御記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

□ ウ 窓口での現金支給を希望

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座に於ける受け取りができない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

(次ページにつづきます。)

表A 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

(フリガナ) 氏名	関係性	生年月日	同居・ 別居の別	住所 (別居の場合)	監護の有無	生計 開闢	児童対象児童 (申請中含む)	特児扶養児童 (申請中含む)
1		H・R 年 月 日	同居・ 別居		有・ 無	同一・ 維持		
2		H・R 年 月 日	同居・ 別居		有・ 無	同一・ 維持		
3		H・R 年 月 日	同居・ 別居		有・ 無	同一・ 維持		
4		H・R 年 月 日	同居・ 別居		有・ 無	同一・ 維持		
5		H・R 年 月 日	同居・ 別居		有・ 無	同一・ 維持		

※ 「関係性」の欄は、申請者と児童の関係性について次の記分を記入してください。また、必要な書類を提出してください。

- ①父母、一別居する児童を監護している場合は、別居する児童が属する世帯の世帯主の氏名、児童からみた世帯主の継続が分かる資料（児童の住民票など）
- ②未成年後見人 → 成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本等、対象児童の実親の状況（氏名、存否、住所）が分かる資料（様式自由）
- ③その他養育者 → 対象児童の実親の状況（氏名、存否、住所）が分かる資料（様式自由）
- ④里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類

※ 「生計開闢」の欄は、次によって記入してください。

- 1) 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人または父母指定者である場合で、請求者がその子の生計を同じくしている場合(□)で囲んでください。
- 2) 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合(□)で囲んでください。

※ 「児童対象児童（含申請中）」、「特児扶養対象児童（含申請中）」欄は、対象児童が児童手当、特児扶養支給対象者である（含申請中）場合に□を記入してください。

表B 重複支給の確認等のため、既に給付金を受給している場合は、給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。

(以下の児童については、今回の給付金の支給対象とはなりません)

氏名	氏名	氏名
1	2	3

(公務員の方のみ) ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

上記の申請・請求者は、上記(3. 表A) \_\_\_\_人の対象児童に係る

であることについて証明します。

年 月 日

証明者

証明事務担当  
担当課(室)・担当係  
電話番号

## 【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に「✓」を入れてください。

□ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）（以下「給付金（ひとり親世帯以外分）」）という。の支給要件に該当します。

□ 給付金（ひとり親世帯以外分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

□ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

□ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金（ひとり親世帯以外分）の請求書として取り扱います。

□ 市が支給決定をした後、中請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和6年2月29日までに、市が中請・請求者に連絡・確認できない場合に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）が支給されないことに同意します。

□ 給付金（ひとり親世帯以外分）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金（ひとり親世帯以外分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（ひとり親世帯以外分）を返還します。

□ 同一児童について給付金（ひとり親世帯分）または給付金（ひとり親世帯以外分）を受給済みではありません（受給していた場合には、給付金（ひとり親世帯以外分）を返還します）。

提出書類

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）』（本告）」  
※ 必要事項を御記入ください。
- 「申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』」  
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）を御用意ください。
- 「申請・請求者の世帯の状況、表Aの児童との関係性を確認できる書類の写し（コピー）』」  
※ 妻人の児童との関係性を確認できる資料（表Aの「関係性①～④」の確認に必要な書類を御用意ください。）
- 「受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』」（※「5. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。）  
※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を御用意ください。
- 「簡易な収入（所得）見込額の申立書』」（別紙様式第4号）  
※ 支給要件が「（2）所得要件②家計急変」の場合、申立てを行う収入に係る論理明確書、年金指込通知書等の取扱人名が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。

<p>マイナンバーカードがあれば、マイナボーナルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。</p> <p>登録は給付金の支給要件ではありません。</p>	<p><b>「公金受取口座」の概要及び登録はこちら</b></p> 
<p>(公金受取口座制度とは)</p> <p>国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や連絡の写しの添付等が不要になります。</p>	

様式第4号（第7条第3項関係）

簡易な収入見込額の申立て書

ひとり親家庭専用

【申立て者名】

○「直所得」の了育と世帯に対する子育て世帯生活支援特別付金（ひとり親家庭以外分）（申請書）と一緒に御提出ください。

○下記にあわせて①および【要件②】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

下記のチェック（□）をしてください。  
 食費等の物価高騰の影響により、収入が減少しました。

【要件①】①にチェックが入っていること。  
※申請者（①～③、②～④の所持）が食費等の物価高騰の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

① 申請者の年額②月額の任意の月の収入（1ヶ月）の内訳およびその合計額を御記入ください。		注意事項
年 月		
収入	給与収入【A】	円
	事業収入または不動産収入【B】	円
	年金収入【C】	円
収入合計額【A+B+C】		円

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※海上以外の収入については記入不要です。 

③-1 申請者の年間合計額を12倍した額を御記入ください。

年間収入見込額（申請者） 円

③-2 氏名筆者印合併②月に以降の任意の月の収入（1ヶ月）の内訳およびその合計額を御記入ください。

年 月（※基本的に③の申請者と同じ「年月」としてください）		注意事項
年 月		
収入	給与収入【A】	円
	事業収入または不動産収入【B】	円
	年金収入【C】	円
収入合計額【A+B+C】		円

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※海上以外の収入については記入不要です。 

③-3 ②（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

年間収入見込額（配偶者等） 円

③-4 ①（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額 円

④-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。  
※限度額は、②の算出額から、申請者の申請額（「申請の人数」）によってある金額を控除してください。  
※申請者が申請額（扶養費、年金額等）、差額等、ひとり親の場合は、非課税相当収入限度額は20.4・3万円としてください。  
※前回収入、事務処理料、いずれの収入についても以下の年間見込額を用いてください。

ご参考資料

該当人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫婦2人	1 4 6 . 9 万円
3人（例）夫婦2人子	1 8 7 . 7 万円
4人（例）夫婦2人子2人	2 3 2 . 7 万円
5人（例）夫婦2人子3人	2 7 7 . 7 万円
6人（例）夫婦2人子4人	3 2 2 . 7 万円

④-2 申請者について、③-1 年間収入見込額が ④非課税相当収入限度額以下であること。

※申請者の【要件②】を満たさない場合でも、簡易な制度見込額申込書の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

(次ページに続きます)

【審査申請】（各項目のチェック欄（□）に「」を入力していただき、氏名を御記入ください。）

□ 【要件】に該当します。	□ 本人御記入分かの年額（併用朝鮮語や年金額改正並用書等）を提出しています。
(注) 収入が50万円の場合は、別途、自身の収入の該当等の年額について記載し立正の提出を求める場合があります。	
□ 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入限度額以上になることを御了解ですか。	
□ 本申立て内容に相違ありません。	
年 月 日	

申請者氏名

配偶者等氏名